

事務連絡
令和7年1月31日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市町村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について（事務連絡）

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整については、令和6年11月29日付事務連絡等によりお伝えしているところです。
今般、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）より使用する、新たな介護給付費等単位数サービスコード表（確定版）について、以下のとおり、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

また、重度障害者等包括支援については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」の適用単価等により、サービス提供実績記録票で単位数を算出することとなっておりますが、追ってこれを別添のとおり改正し、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）から適用する予定としておりますので、ご承知おきいただけますようお願いいたします。

引き続き、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知につき、特段のご配慮をお願いいたします。

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る単位数サービスコード表等の一部改正（確定版）

- ・厚生労働省ホームページアドレス：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

※この修正したサービスコード表は、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）より使用可能となります。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所におかれましては、請求ソフトの利用に関し、事業所と利用契約を行っているベンダに、この情報を伝えいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）【新旧対照表】（案）

改 正 後	現 行
介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） <u>※令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）より適用</u>	介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
(略)	(略)
第7 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払	第7 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払
(略)	(略)
X サービス実績記録票	X サービス実績記録票
(略)	(略)
(6) 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票（様式4） ア 提供日付・曜日	(6) 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票（様式4） ア 提供日付・曜日
当該サービス提供月において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、短期入所、共同生活援助（介護サービス包括型に限る）（以下「障害福祉サービス」という。）を提供した日及びその曜日を記載する。	当該サービス提供月において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、短期入所、共同生活援助（介護サービス包括型に限る）（以下「障害福祉サービス」という。）を提供した日及びその曜日を記載する。
イ サービス種別 実際に提供したサービス種別を記載する。	イ サービス種別 実際に提供したサービス種別を記載する。
ウ サービス利用実績 (ア) 開始時間・終了時間	ウ サービス利用実績 (ア) 開始時間・終了時間
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立

改 正 後	現 行
<p>訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助（以下「居宅介護等」という。）の場合、実際にサービスを提供した開始時間及び終了時間を記載する。</p> <p>※共同生活援助・短期入所の場合、記載不要。</p> <p>(イ) 実績時間数</p> <p>居宅介護等の場合、実際にサービスを提供した時間数を記載する。</p> <p>※実績時間数には30分（0.5）単位で繰り上げした時間数を記載する (最初の1時間については、「1」を記載する)。</p> <p>共同生活援助・短期入所の場合、「1」を記載する。</p> <p>エ 実績単位数</p> <p>(ア) 適用単価</p> <p>居宅介護等※の場合、実際にサービスを提供した時間に基づいて次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間未満の場合・・・「<u>204</u>」 ・ 1時間以上12時間未満の場合・・・「<u>101</u>」 ・ <u>12時間以上12時間30分未満</u>・・・「<u>88</u>」 ・ <u>12時間30分以上</u>24時間未満の場合・・・「<u>99</u>」 <p>共同生活援助・短期入所の場合、記載不要。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助</p> <p>(イ) 基本単位数</p>	<p>訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助（以下「居宅介護等」という。）の場合、実際にサービスを提供した開始時間及び終了時間を記載する。</p> <p>※共同生活援助・短期入所の場合、記載不要。</p> <p>(イ) 実績時間数</p> <p>居宅介護等の場合、実際にサービスを提供した時間数を記載する。</p> <p>※実績時間数には30分（0.5）単位で繰り上げした時間数を記載する (最初の1時間については、「1」を記載する)。</p> <p>共同生活援助・短期入所の場合、「1」を記載する。</p> <p>エ 実績単位数</p> <p>(ア) 適用単価</p> <p>居宅介護等※の場合、実際にサービスを提供した時間に基づいて次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間未満の場合・・・「<u>203</u>」 ・ 1時間以上12時間未満の場合・・・「<u>100</u>」 <u>(新設)</u> ・ <u>12時間以上</u>24時間未満の場合・・・「<u>98</u>」 <p>共同生活援助・短期入所の場合、記載不要。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助</p> <p>(イ) 基本単位数</p>

改 正 後	現 行
<p>居宅介護等の場合、実際にサービスを提供した時間に基づいて次のとおり記載又は算出した基本単位数を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満の場合・・・「<u>204</u>」 ・1時間以上12時間未満の場合・・・「<u>基本単位数 = 実績時間数 × 2 × 適用単価(101単位)</u>」 ・<u>12時間以上12時間30分未満の場合・・・「88」</u> ・<u>12時間30分以上24時間未満の場合・・・「基本単位数 = 実績時間数 × 2 × 適用単価(99単位)」</u> 	<p>居宅介護等の場合、実際にサービスを提供した時間に基づいて次のとおり記載又は算出した基本単位数を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間未満の場合・・・「<u>203</u>」 ・1時間以上12時間未満の場合・・・「<u>基本単位数 = 適用単価 × 実績時間数 × 2</u>」 (新設) ・<u>12時間以上24時間未満の場合・・・「基本単位数 = 適用単価 × 実績時間数 × 2」</u>
<p>短期入所の場合「<u>973</u>」、共同生活援助の場合「<u>1019</u>」を記載する。</p> <p>(ウ) 加算 居宅介護等において、実際にサービスを提供した時間帯に基づいて次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前6時から午前8時までの場合（早朝加算）・・・「早朝」 ・午後6時から午後10時までの場合（夜間加算）・・・「夜間」 ・午後10時から午前6時までの場合（深夜加算）・・・「深夜」 <p>(エ) 加算後単位数 居宅介護等において、加算の記載に基づいて次のとおり算出した加算後単位数を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝の場合・・・「加算後単位数 = 基本単位数 + 基本単位数 × 25／100」 ・夜間の場合・・・「加算後単位数 	<p>短期入所の場合「<u>953</u>」、共同生活援助の場合「<u>1003</u>」を記載する。</p> <p>(ウ) 加算 居宅介護等において、実際にサービスを提供した時間帯に基づいて次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前6時から午前8時までの場合（早朝加算）・・・「早朝」 ・午後6時から午後10時までの場合（夜間加算）・・・「夜間」 ・午後10時から午前6時までの場合（深夜加算）・・・「深夜」 <p>(エ) 加算後単位数 居宅介護等において、加算の記載に基づいて次のとおり算出した加算後単位数を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝の場合・・・「加算後単位数 = 基本単位数 + 基本単位数 × 25／100」 ・夜間の場合・・・「加算後単位数

改 正 後	現 行
$= \text{基本単位数} + \text{基本単位数} \times 25 / 100$ <p>・深夜の場合・・・「加算後単位数</p> $= \text{基本単位数} + \text{基本単位数} \times 50 / 100$	$= \text{基本単位数} + \text{基本単位数} \times 25 / 100$ <p>・深夜の場合・・・「加算後単位数</p> $= \text{基本単位数} + \text{基本単位数} \times 50 / 100$
(イ) 派遣人数 障害者等に対して複数人でサービスを提供した場合は、その人員数を記載する。 ※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護のみ記載する。 ※ 複数派遣で各従業者のサービス提供時間が異なる場合は、欄を分けて(ア)から(エ)を記載する。	(イ) 派遣人数 障害者等に対して複数人でサービスを提供した場合は、その人員数を記載する。 ※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護はのみ記載する。 ※ 複数派遣で各従業者のサービス提供時間が異なる場合は、欄を分けて(ア)から(エ)を記載する。
(カ) 単位数 居宅介護等の場合、派遣人数に応じた単位数を記載する。 ※ 派遣人数が「2」の場合、加算後単位数に「2」を乗じて算出した単位数を記載する。 ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、短期入所の場合、(カ)と同じ単位数を記載する。	(カ) 単位数 居宅介護等の場合、派遣人数に応じた単位数を記載する。 ※ 派遣人数が「2」の場合、加算後単位数に「2」を乗じて算出した単位数を記載する。 ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、短期入所の場合、(カ)と同じ単位数を記載する。
(キ) 1日計 同一日に複数サービスを提供していない場合、(カ)と同じ単位数を記載する。 同一日に複数サービスを提供した場合には、同一日の(カ)を累計した単位数を最終行(※)に記載する。	(キ) 1日計 同一日に複数サービスを提供していない場合、(カ)と同じ単位数を記載する。 同一日に複数サービスを提供した場合には、同一日の(カ)を累計した単位数を最終行(※)に記載する。

改 正 後	現 行
<p>※ 最終行とは「サービス開始時間」の昇順に並び替えた場合の最終行である。ただし、(ア)を記載しない短期入所、共同生活援助（以下「入所系サービス」という。）の提供があった場合には、入所系サービスが最終行となる。</p> <p>オ 低所得者利用加算 低所得利用者に対して短期入所を提供した日には「1」を記載する。</p> <p>カ 緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合） 地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時対応加算相当の支援を行った場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象。</p> <p>キ 緊急時支援加算（I）（地域生活支援拠点等の場合） 地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時支援加算（I）相当の支援を行った場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 自立生活援助のみ対象</p> <p>ク 初回加算 初回加算が算定される日には「1」を記載する。</p> <p>ケ 医療連携体制加算 医療連携体制加算（I）が算定される支援を行った日には「1」を記載する。 医療連携体制加算（II）が算定される支援を行った日には「2」を記載する。 医療連携体制加算（III）が算定される支援を行った日には「3」を</p>	<p>※ 最終行とは「サービス開始時間」の昇順に並び替えた場合の最終行である。ただし、(ア)を記載しない短期入所、共同生活援助（以下「入所系サービス」という。）の提供があった場合には、入所系サービスが最終行となる。</p> <p>オ 低所得者利用加算 低所得利用者に対して短期入所を提供した日には「1」を記載する。</p> <p>カ 緊急時対応加算（地域生活支援拠点等の場合） 地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時対応加算相当の支援を行った場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象。</p> <p>キ 緊急時支援加算（I）（地域生活支援拠点等の場合） 地域生活支援拠点等である当該指定重度障害者等包括支援事業所において、緊急時支援加算（I）相当の支援を行った場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 自立生活援助のみ対象</p> <p>ク 初回加算 初回加算が算定される日には「1」を記載する。</p> <p>ケ 医療連携体制加算 医療連携体制加算（I）が算定される支援を行った日には「1」を記載する。 医療連携体制加算（II）が算定される支援を行った日には「2」を記載する。 医療連携体制加算（III）が算定される支援を行った日には「3」を</p>

改 正 後	現 行
<p>記載する。</p> <p>医療連携体制加算（IV）が算定される支援を行った日には「4」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（V）が算定される支援を行った日には「5」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（VI）が算定される支援を行った日には「6」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（VII）が算定される支援を行った日には「8」を記載する。</p> <p>コ 送迎加算 送迎を行った場合は、片道単位で回数を記載する。</p> <p>サ 有資格者支援加算 有資格者支援加算を算定する場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>	<p>記載する。</p> <p>医療連携体制加算（IV）が算定される支援を行った日には「4」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（V）が算定される支援を行った日には「5」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（VI）が算定される支援を行った日には「6」を記載する。</p> <p>医療連携体制加算（VII）が算定される支援を行った日には「8」を記載する。</p> <p>コ 送迎加算 送迎を行った場合は、片道単位で回数を記載する。</p> <p>サ 有資格者支援加算 有資格者支援加算を算定する場合、「1」を記載する。</p> <p>※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象</p>